

民法テキスト・(O1-MP24) 【正誤表】

本教材に誤植がございました。学習に際し、大変ご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。
下記をご確認、訂正の上お使いくださいますようお願い申し上げます。

★2023/3/3更新

箇 所	誤		正
P138 【第三者の範囲】	3行目	Cは引渡しがないことにつき	Bは引渡しがないことにつき
	7行目	Cは第三者にあたらないとする	Bは第三者にあたらない
P246 【物上保証人が存在する場合】	1行目	A所有の甲不動産	B所有の甲不動産
P307(3)効力 (ア)対外的効力	2行目	全部または一部の履行	全部の履行
P309(3)効力 (ア)対外的効力	2行目	全部または一部の履行	全部の履行
P309(3)効力 (イ)当事者の1人に生じた事由の他の者に対する効力 (a)相対的効力の原則	3行目	他の債権者に影響を及ぼさない	他の債務者に影響を及ぼさない
P310図表 【不可分債務・債務のまとめ】不可分債務の対外的効力	4行目	全部または一部の履行	全部の履行

★2022/9/29更新

箇 所	誤		正
P. 152	5 行目	・・当該土地がAの所有地であると・・	・・当該土地がBの所有地であると・・
P. 372	9 行目	他の第三取得者	他の物上保証人
P. 554	(2) 相続財産の管理 2 行目	ただし、相続の承認または放棄をしたときは、善良な管理者の注意をもって、相続財産を管理しなければならない（同条但書）	ただし、相続の承認または放棄をしたときは、この限りでない（同条但書）。相続人が単純承認した場合において、他の相続人があるときは、善良な管理者の注意をもって相続財産を管理しなければならないと解されている。これに対し、相続人が限定承認をしたときは、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産の管理を継続しなければならない（926条1項）。また、相続を放棄した者が相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人または相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産を管理しなければならない（940条1項）。なお、「その固有財産におけるのと同一の注意」と、「自己の財産におけるのと同様の注意」の内容は、同様のものであると解されている。